

介護保険

低所得者に朗報！

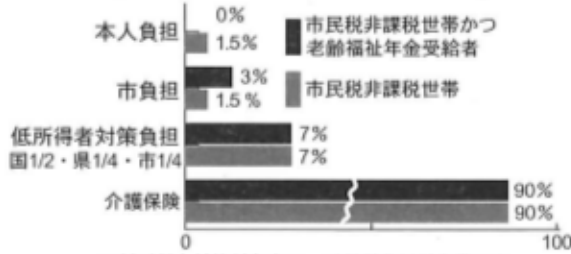
市では、介護保健サービスを利用する低所得者世帯の負担を軽減し、引き続きサービスが受けられるよう低所得者に対し助成を行います。

この制度は、介護保険施行後、ホームヘルプサービス・デイサービス・訪問入浴サービスを利用する低所得者の利用料について助成を行うものです。

では、実際に低所得者に対し、どのくらいの割合で助成するのか、グラフを使って説明しましょう。
なお、この助成事業は三年間の限定措置となります。

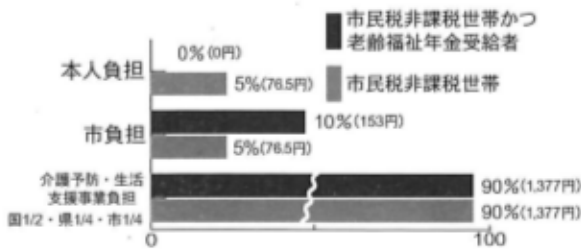
ホームヘルプサービスの場合

【介護保険適用者の負担割合】



※低所得者対策対象者は、所得税非課税世帯です

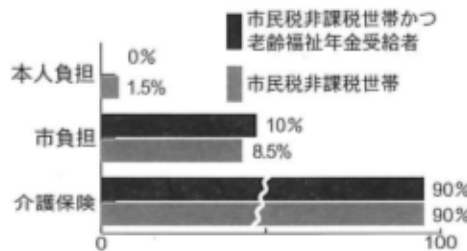
【介護保険適用とならない方の負担割合】＝自立者



※金額は家事単価 1,530円（1時間あたり）

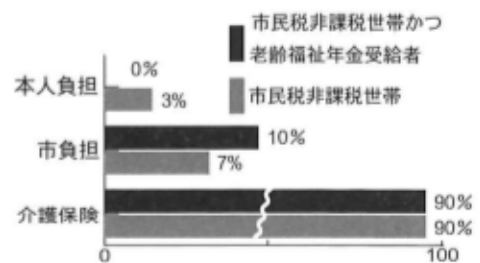
【介護保険適用者で4月以降新規登録した方の負担割合】

市では、4月以降新たにホームヘルプサービスを利用される低所得者についても助成を行います



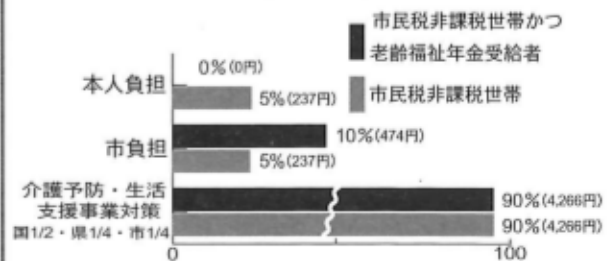
デイサービスの場合

【介護保険適用者の負担割合】



【介護保険適用とならない方の負担割合】

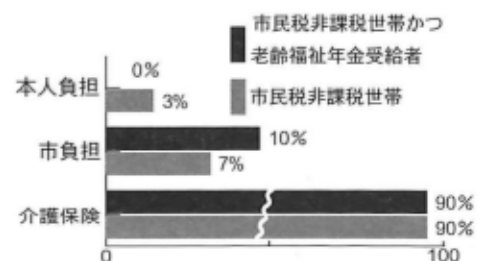
（自立者）



※金額は要支援単価 4,740円

（単独型、デイサービス施設を利用した場合）

入浴サービスの場合



この制度を適用すると個人負担

1,250円×3%＝375円（ただし、週1回とする）

身体が思うようにならない、その上ひとり暮らし老人、近くに身寄りもない、そんな皆さんに食事のお手伝い

給食サービス

平成6年からボランティアの皆さんの協力をいただき、ひとり暮らしで身体が虚弱なため食事の支度ができなくて困っているお年寄りなどに、温かいお弁当を配達しています。

市では、今年度から給食サービスを拡大し、現在の週4回から原則的に毎日（平日の5回は、昼食を、土、日、祝日は夕食を）提供する予定になっています。

給食サービスが利用できるのは、市内に居住し疾病などにより自分で食事の調理ができない上、近隣に扶養義務者が居住していないか、居住していても何らかの理由により食事の提供が受けられない状況で、なおかつ次に掲げるいずれかの要件を備えている方々です。

- ① 65歳以上のひとり暮らし老人
- ② 65歳以上の老人夫婦世帯でいずれかが虚弱な場合
- ③ 重度の心身障害者と老人夫婦世帯が同居する世帯
- ④ ひとり暮らし重度心身障害者など、その他必要とみとめらる世帯

申込・問合せ先

いきいきプラザ都留内

市福祉事務所 高齢者福祉担当 ☎46-5112

社会福祉協議会 ☎46-5115

※給食サービスの配食をお手伝いできるボランティアを募集しています。